

刑執行終了者に対する制度

制度の名称	米	英	独	仏
犯罪者の情報登録・公開	<p>メーガン法 年少者に対する犯罪や暴力的性犯罪を犯した者に対し、一定期間、氏名・住所・身体的特徴・写真等の登録を義務付ける。</p> <p>登録情報は、一般市民に公開(登録内容や公開条件は州によって異なる。)</p>	<p>2003年性犯罪法 性犯罪者などに対して、一定期間、氏名・住所・指紋又は写真等を警察に届けることを義務付け。</p> <p>一般市民には原則非公開。</p>	不見当	<p>国内治安のための法律 犯罪の進化に司法を適合させるための法律 性犯罪等を犯した者について、DNA情報や氏名・住所等をデータベースに登録するシステムを導入している。</p> <p>一般市民には非公開。</p>
刑執行終了後の社会内における監督	<p>ジェシカ法 性犯罪等を犯した者に対して、アクティブGPSによる24時間リアルタイムでの行動監視を実施(フロリダ州)</p>	<p>公衆保護命令(2003年性犯罪法) 性犯罪者等に特別の義務を課する裁判所の民事上の命令 (届出命令、性犯罪予防命令、外国旅行禁止命令、性的危害危険防止命令)</p>	<p>行状監督 一定の犯罪行為について、刑罰とともに、付加的制裁として課されるものであり、対象者は、行状監督所の監督に服し、行状監督所及び保護観察官の援助を受ける。</p>	<p>社会司法観察刑 性犯罪者(特に小児性愛者)の再犯予防を目的として、判決裁判所により言い渡される補充刑及び代替刑で、刑執行終了後も一定期間、刑適用裁判官の監督を受けることになる(遵守事項として、治療の義務付け等が可能)</p>
監督手段としての電子監視 (Electronic Monitoring)	<p>対象者は、条件付仮釈放、保護観察、コミュニティコントロールの対象となった性犯罪者であるが、12歳未満の者に対する強制わいせつ犯は、終身にわたり上記監視を実施</p>	不見当	不見当	<p>未成年者に対する性犯罪等を犯した者について、医学的専門家がその危険性を確認し、刑終了後の再犯を防止するために必要不可欠であると認められる場合には、一定期間、当該対象者を電子監視措置に付することが可能(2006年度中に試験実施開始予定)</p>
刑執行終了後の施設内収容	<p>SVP法(Sexually Violent Predator Act) 暴力的な性犯罪により有罪判決を受けた者で、精神的異常等により、さらに暴力的な性犯罪を行うおそれがある者につき、民事上の拘束(Civil Commitment)を認める制度</p>	不見当	<p>保安監置 前歴等から公共にとって危険であることが明白な者について、刑執行終了後も引き続き刑務所に収容することができる制度</p> <p>特に、性犯罪者については、要件が緩和されており、事後的(刑執行終了前)に保安監置を命じること可能</p>	不見当